



公共高 第 227 号
平成18年 8月 3日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について (通知)

このことについて、雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第17条第4項第2号ハに定める賃金日額が変更されたことに伴い、平成18年8月1日以後の期間について支給される地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第70条の2及び第70条の3に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額の上限相当額が下記のとおり変更されましたので、お知らせします。

記

$$\begin{aligned} \text{給付日額の上限相当額} &= 14,200 \text{円} \times 30 \times 40 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 7,745.45 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 7,745 \text{ (円)} \end{aligned}$$

(参考) 育児休業手当金の支給に係る取り扱い

$$\begin{aligned} 7,745 \times 3 / 4 &= 5,808.7 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 5,808 \text{ (円)} \text{ ----- 休業中支給分 (3割)} \\ 7,745 - 5,808 &= 1,937 \text{ (円)} \text{ ----- 復職後支給分 (1割)} \end{aligned}$$